明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
一　○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務二五〇）
二　○日本国に帰化を許可する件（法務三九九）
三　○人材育成奨学計画（三年型）のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三〇〇）
○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（農林水産一三五八）
○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき指定した外国の政府機関に準ずるものの名称等に変更があった件（同一三五九）
四　○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、外国政府機関に準ずるものを指定した件（同一三六〇）
○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件（同一三六一）
五　○肥料の登録の有効期間を更新した件（同一三六二）
○生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一三六三）
○都市計画に関する件（国土交通八〇一、八〇二）
○都市計画に関する件（近畿地方整備局一五二～一五八）
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所
〔皇室事項〕
〔公告〕
官庁
直轄特定災害復旧事業の完了、特定災害復旧等海岸工事の完了、直轄災害復旧事業の完了関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

## 告示

**○総務省告示第二百五十号**

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の平成二十九年一月一日を基準日とする届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月二十四日

総務大臣　野田　聖子

| 政党の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|---|---|---|---|---|
| 日本のこころ | 支部の数 | 二九 | 三一 | 届出年月日　平成二十九年二月二十日 |
| | うち法第十四条第二項に規定する支部の数 | 二九 | 三一 | |
| | 所属国会議員の住所 | 岸本　周平 | 和歌山県和歌山市美園町三―三五 | 平成二十九年三月十七日 |
| | 所属国会議員（所属国会議員でなくなった） | 氏名 | 中川　俊直 | 和歌山県和歌山市元町奉行丁二―三―一　平成二十九年四月二十一日 |
| 民進党 | 所属国会議員の住所 | 小川　淳也 | | 香川県高松市円座町一六七三―五 |
| | 所属国会議員（所属国会議員でなくなった） | 氏名 | 長島　昭久 | 香川県高松市円座町一五〇五―四　平成二十九年四月二十五日 |
| 自由民主党 | 支部の数 | 七六一九 | 七六〇九 | 届出年月日　平成二十九年四月二十八日 |
| | うち法第十四条第二項に規定する支部の数 | 七六一九 | 七六〇九 | |
| 社会民主党 | 主たる事務所の所在地 | 東京都中央区湊三―一八―一七 | 東京都千代田区永田町二―四―三 | 平成二十九年五月八日 |
| 自由民主党 | 支部の数 | 七六一九 | 七六一九 | 届出年月日　平成二十九年五月九日 |
| | うち法第十四条第二項に規定する支部の数 | 七六一九 | 七六一九 | |
| 民進党 | 支部の数 | 七六二四 | 七六一九 | 届出年月日　平成二十九年五月十二日 |
| | うち法第十四条第二項に規定する支部の数 | 七六二四 | 七六一九 | |
| 民進党 | 支部の数 | 五〇三 | 五〇八 | 届出年月日　平成二十九年五月十八日 |
| | うち法第十四条第二項に規定する支部の数 | 五〇三 | 五〇八 | |